

第3次 江別市 男女共同参画 基本計画

計画期間
令和6(2024)年度～15(2033)年度



江別市

はじめに

江別市では、平成14(2002)年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、施策を推進してまいりました。

平成21(2009)年には、「江別市男女共同参画を推進するための条例」を制定するとともに、条例に盛り込まれた理念に基づき、計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に向け、取組を行ってきているところであります。

令和4(2022)年3月には、誰もが自分らしく、いきいきと暮らすことができる共生のまちを目指し、「江別市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたしました。

このたび、「江別市男女共同参画基本計画中間見直し版(平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度)」の計画期間の終了を受け、新しい基本計画を策定いたしました。

新しい基本計画は、ゆれ動く国際情勢をはじめ、景気の変動や感染症の流行、大規模災害の発生などによって不安定な社会経済状況の中にあり、近い将来を見通すことが非常に難しい時代のなか、男女共同参画社会をより一層推進していくため、令和6(2024)年度からスタートする「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」の個別計画として位置付けております。

また、この計画では、長期的な基本方針に基づき、関係部署が様々な施策や事業を展開するとともに、重点項目として「男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり」や「働く女性のための環境整備」、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」を重点的・集中的に取り組むこととしました。

今後とも、多様性を認め合い、性別にかかわらず、すべての市民が自分の能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる社会を目指し、市民の皆様とともに本計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定に当たりご尽力を賜りました江別市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6(2024)年3月

江別市長

後藤 好人

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	…1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の概要	
第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識	…5
第3章 計画の内容	…12
基本方針1 男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり	
【女性活躍推進計画】	
基本方針2 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進	
【女性活躍推進計画】	
基本方針3 働く人たちの男女共同参画及び仕事と生活の調和の推進	
【女性活躍推進計画】	
基本方針4 子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進	
【女性活躍推進計画】	
基本方針5 あらゆる暴力根絶の取組	
基本方針6 生涯にわたる男女の健康支援	
基本方針7 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備	
第4章 重点項目の考え方	…28
1 重点項目	
2 数値目標	
第5章 推進体制	…31
資 料	…33

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成14(2002)年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。

平成21(2009)年3月には、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と基本計画の見直しを行い、また、平成26(2014)年3月には、「江別市男女共同参画基本計画(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)」を策定し、平成30(2018)年度の間見直し時には、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画(以下「女性活躍推進計画」という。)として位置付け、各種施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、各種啓発や子育て支援のための環境整備などにより、一定の前進が図られた一方、男女の固定的性別役割分担意識^{※1}が根強く残っていることや、政策・方針決定過程への女性の参画、子育てや介護への男性の参画はいまだに十分だとは言えない状況があります。

現基本計画は、令和5(2023)年度末をもって計画期間が終了するため、これらの課題を踏まえ、江別市がすべきことを整理し、重点的・集中的に取り組んでいくことを示した新たな基本計画を策定することとしました。

※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

2 計画の概要

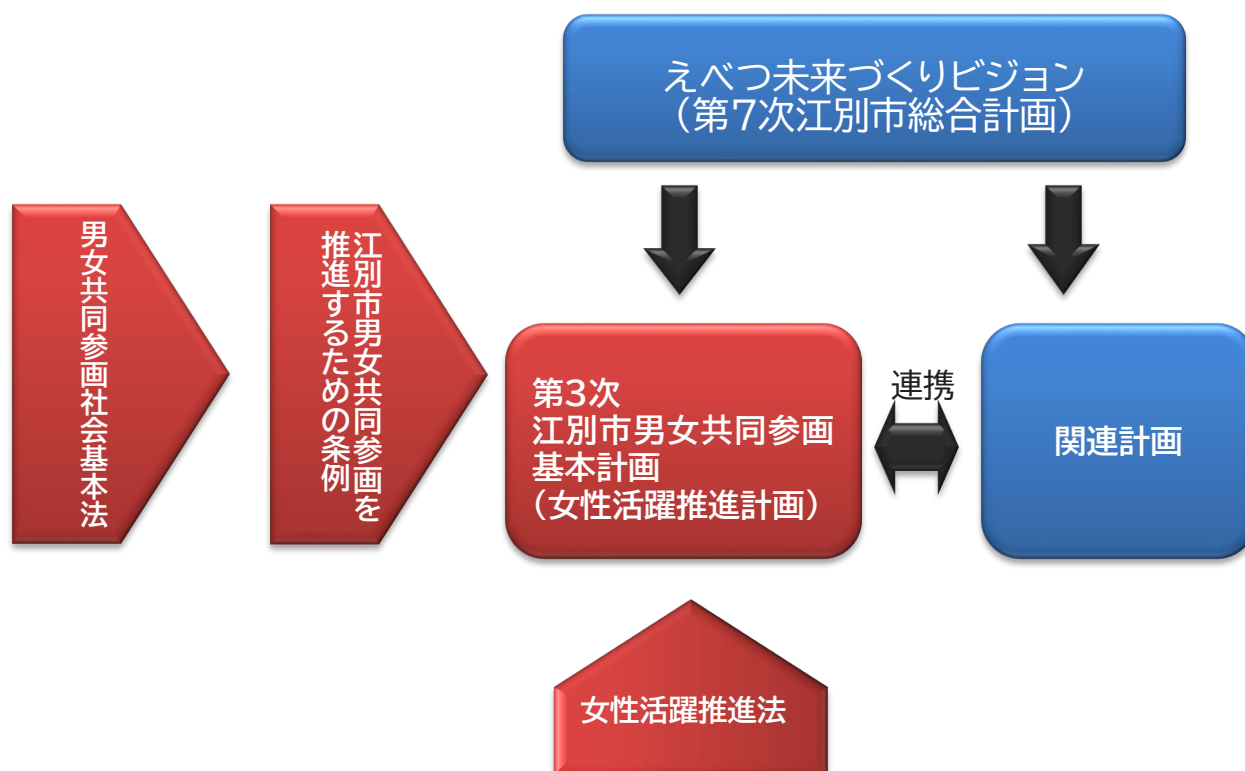
(1)計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第9条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン(第7次江別市総合計画)」を推進するための個別計画として位置付けています。

また、この計画の一部は、「女性活躍推進計画」と位置付けています。

なお、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

【イメージ図】



(2) 計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が重点的・集中的に取り組むべきものを明確にした重点項目で構成しています。

(3) 男女共同参画の推進とSDGsとの関係

平成27(2015)年9月に国連で採択され、世界が合意した「SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」では、目標5(ジェンダー平等の実現)を掲げており、女性に対する暴力や児童婚など有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

令和2(2020)年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5(ジェンダー平等の実現)を含むSDGs全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ターゲット	
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

(4)計画期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行います。

なお、重点項目は、計画の中間年である令和10(2028)年度までに実施する具体の事業及び目標を設定します。

第2章 江別市民の男女共同参画に関する意識

1 調査目的

江別市では、「江別市男女共同参画を推進するための条例」に基づき「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組を行っています。

このたび、「第3次江別市男女共同参画基本計画」を策定するに当たって、市民の皆様の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、今後の施策に反映することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2 調査概要

(1)調査対象及び抽出方法

令和5(2023)年4月1日時点の住民基本台帳により、全人口に占める地区別(江別・野幌・大麻)、男女別、年齢階層別の人口比率に応じて18歳以上から無作為抽出

(2)主な調査項目

- ・家庭生活における役割分担について
- ・男女の働き方について
- ・育児・介護休業について
- ・女性の社会参加について
- ・男女共同参画を推進する取組について

(3)調査方法

郵送配布、郵送回収、オンライン回答

(4)調査実施期間

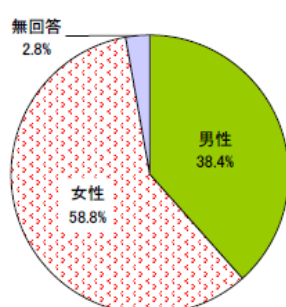
令和5(2023)年5月15日～令和5(2023)年6月2日

3 回収状況

・配布数1,500件 回収数500件(回収率33.3%)

4 回答者属性

F 1 性別【単数回答】



F 2 年齢【単数回答】

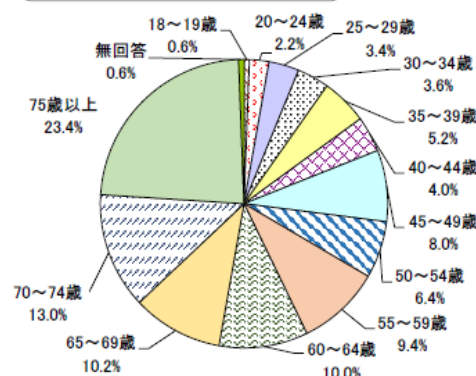
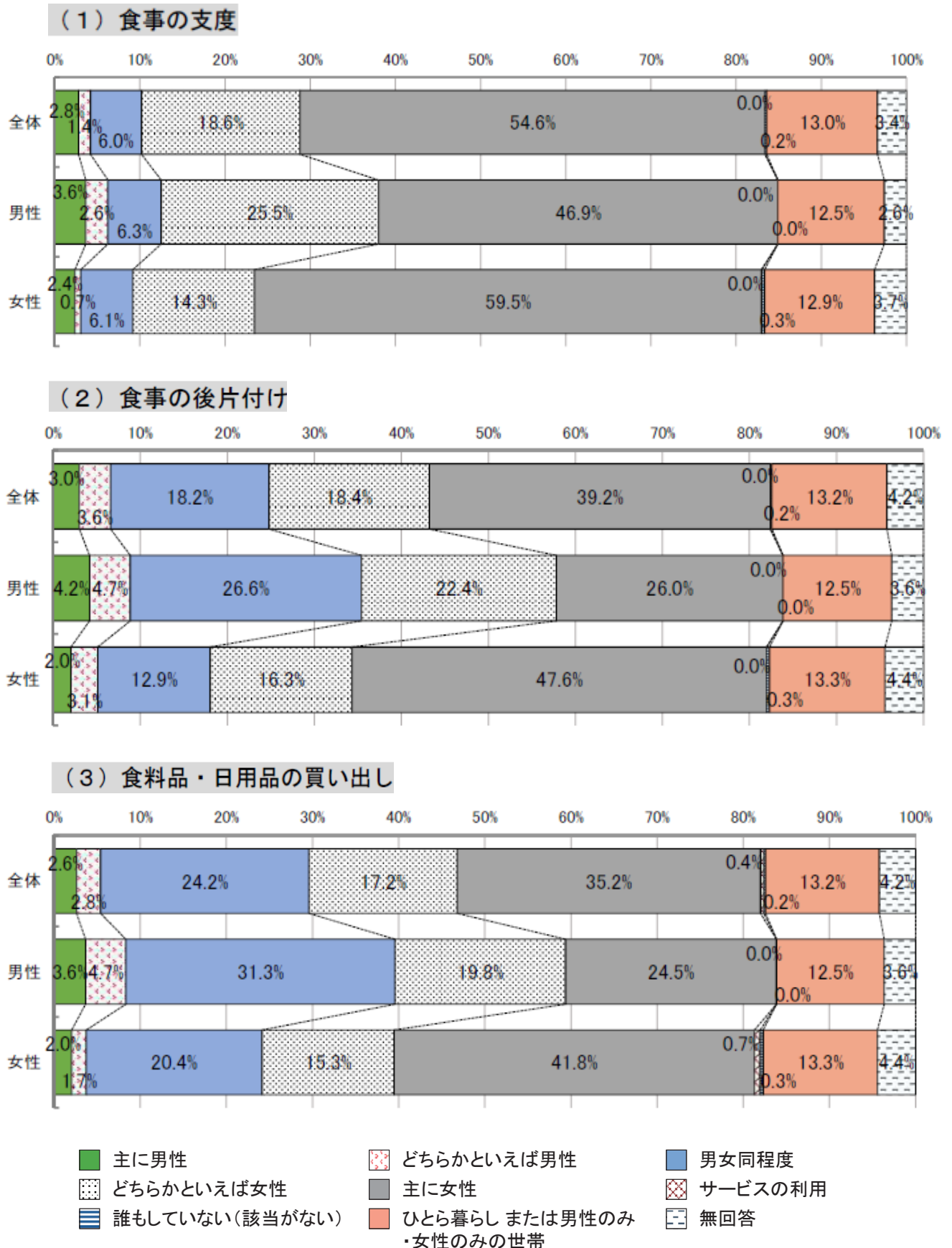
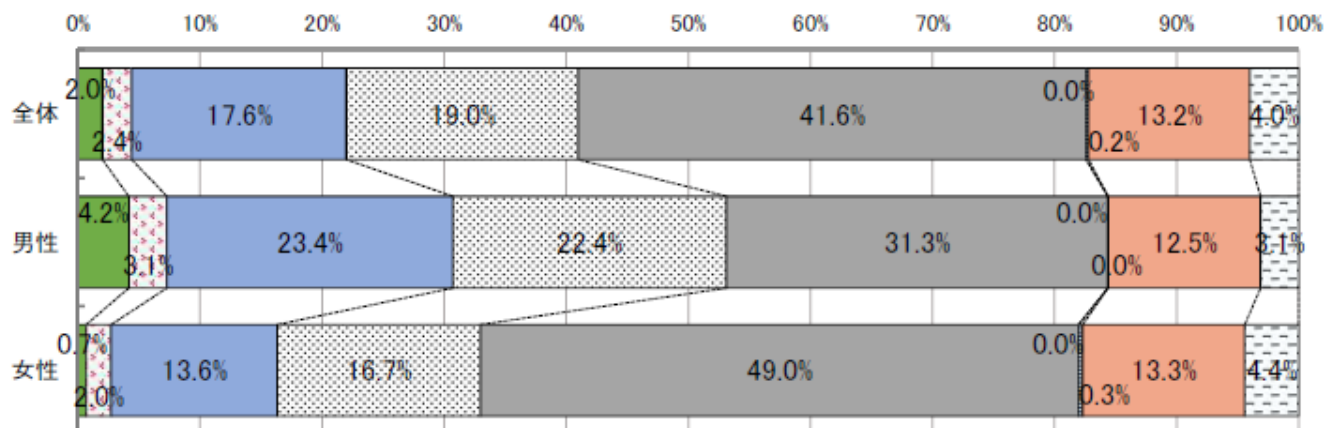


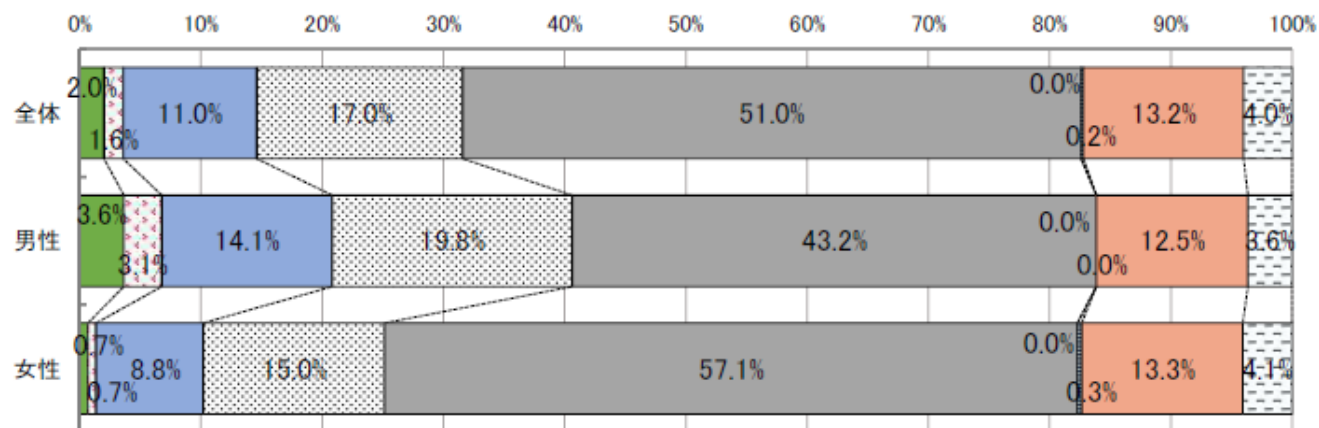
図1 家庭生活における役割分担について



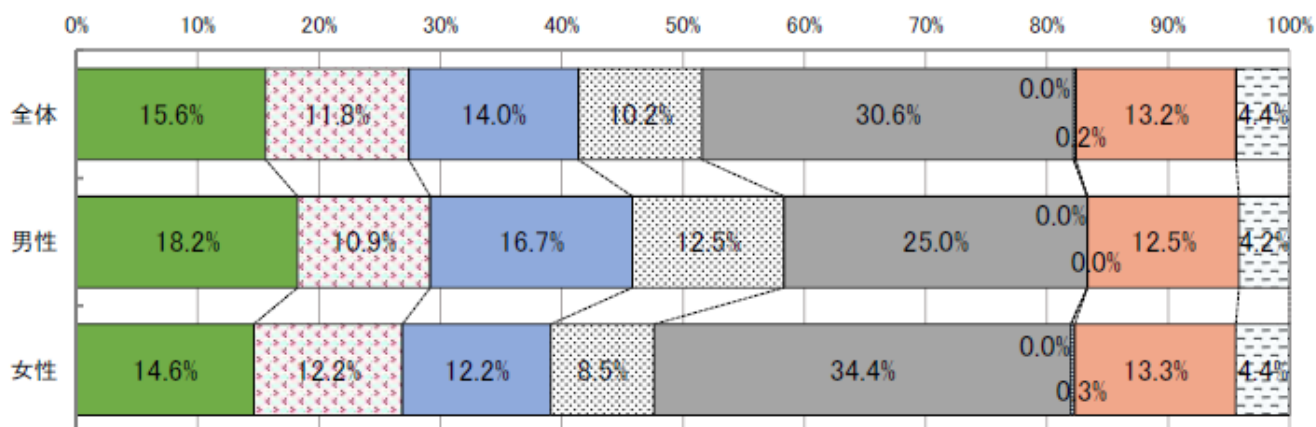
(4) 掃除



(5) 洗濯

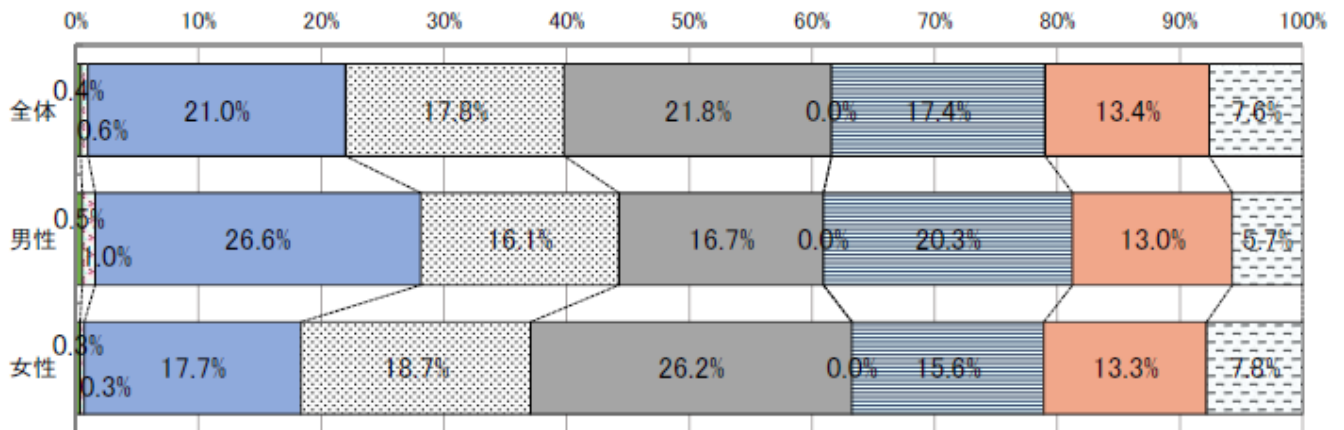


(6) ゴミ出し

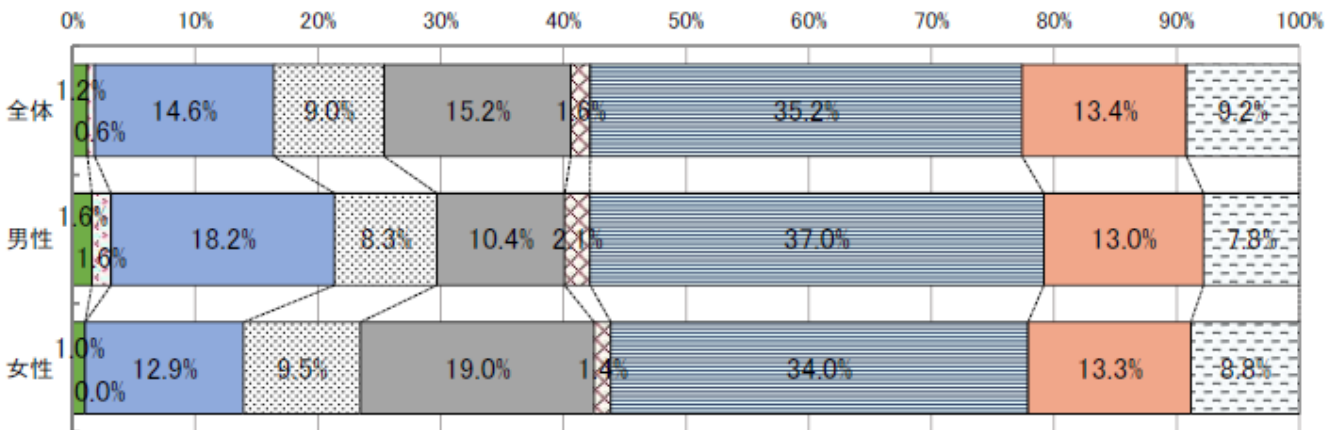


- | | | |
|------------------|----------------------------|-----------|
| ■ 主に男性 | ▨ どちらかといえば男性 | ■ 男女同程度 |
| ▨ どちらかといえば女性 | ■ 主に女性 | ▨ サービスの利用 |
| ▨ 誰もしていない(該当がない) | ■ ひとり暮らし または 男性のみ・女性のための世帯 | ▨ 無回答 |

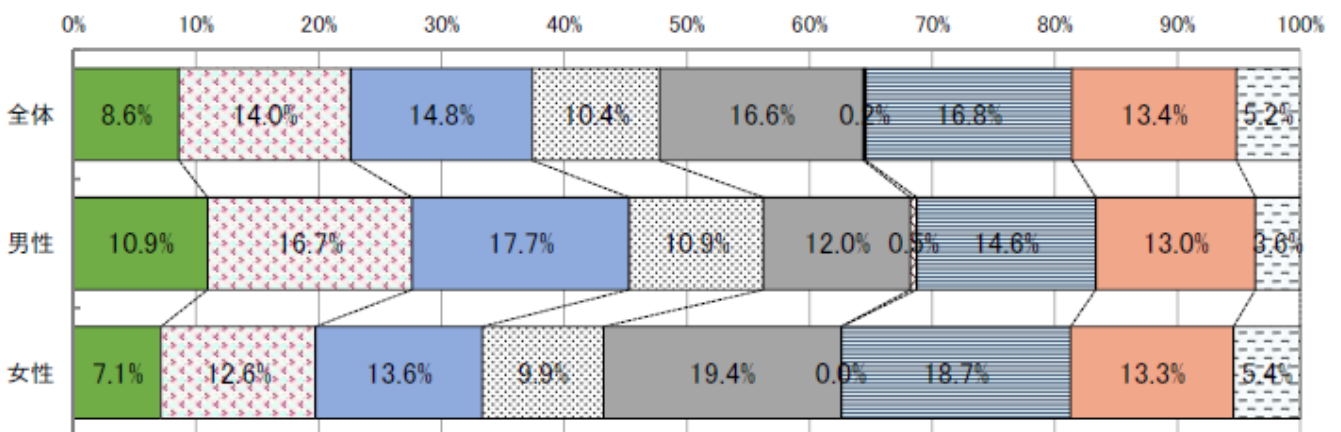
(7) 子どもや孫の世話



(8) 親や身内の介護



(9) 自治会などの地域活動



- 主に男性
- どちらかといえば男性
- 男女同程度
- どちらかといえば女性
- 主に女性
- サービスの利用
- 誰もしていない(該当がない)
- ひと暮らしまたは男性のみ・女性のための世帯
- 無回答

図2 女性が仕事を持つことについて

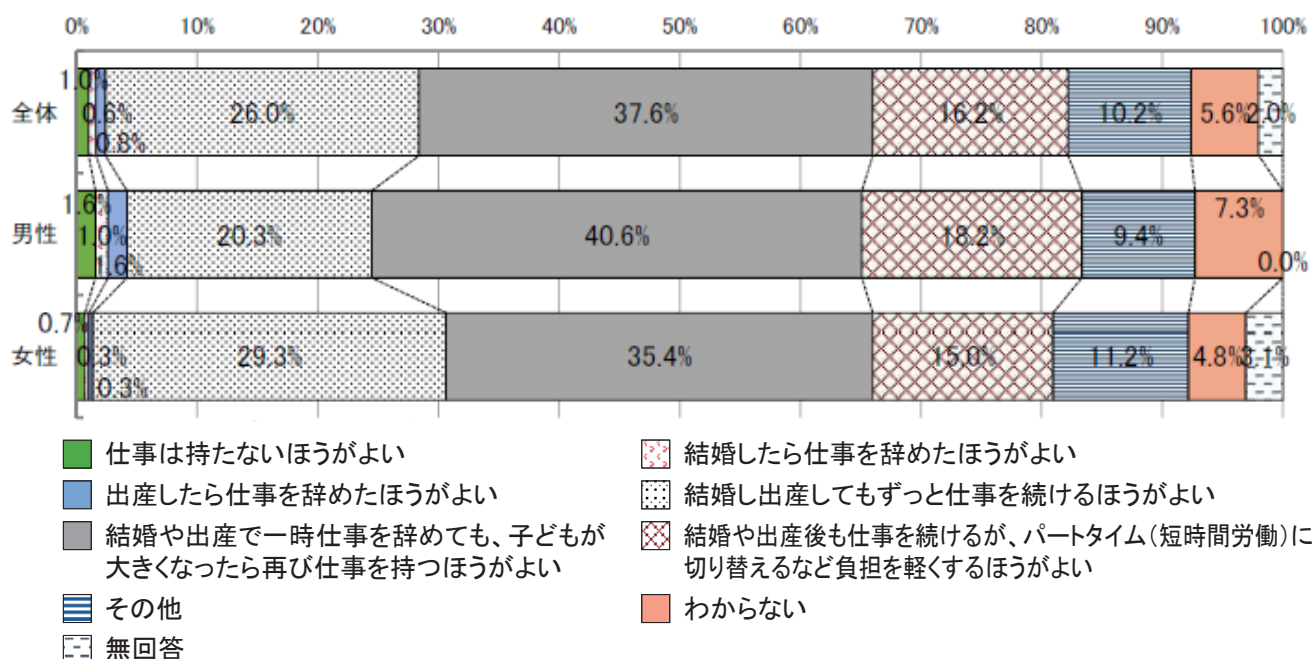


図3 男性が育児・介護休業を取得することについて

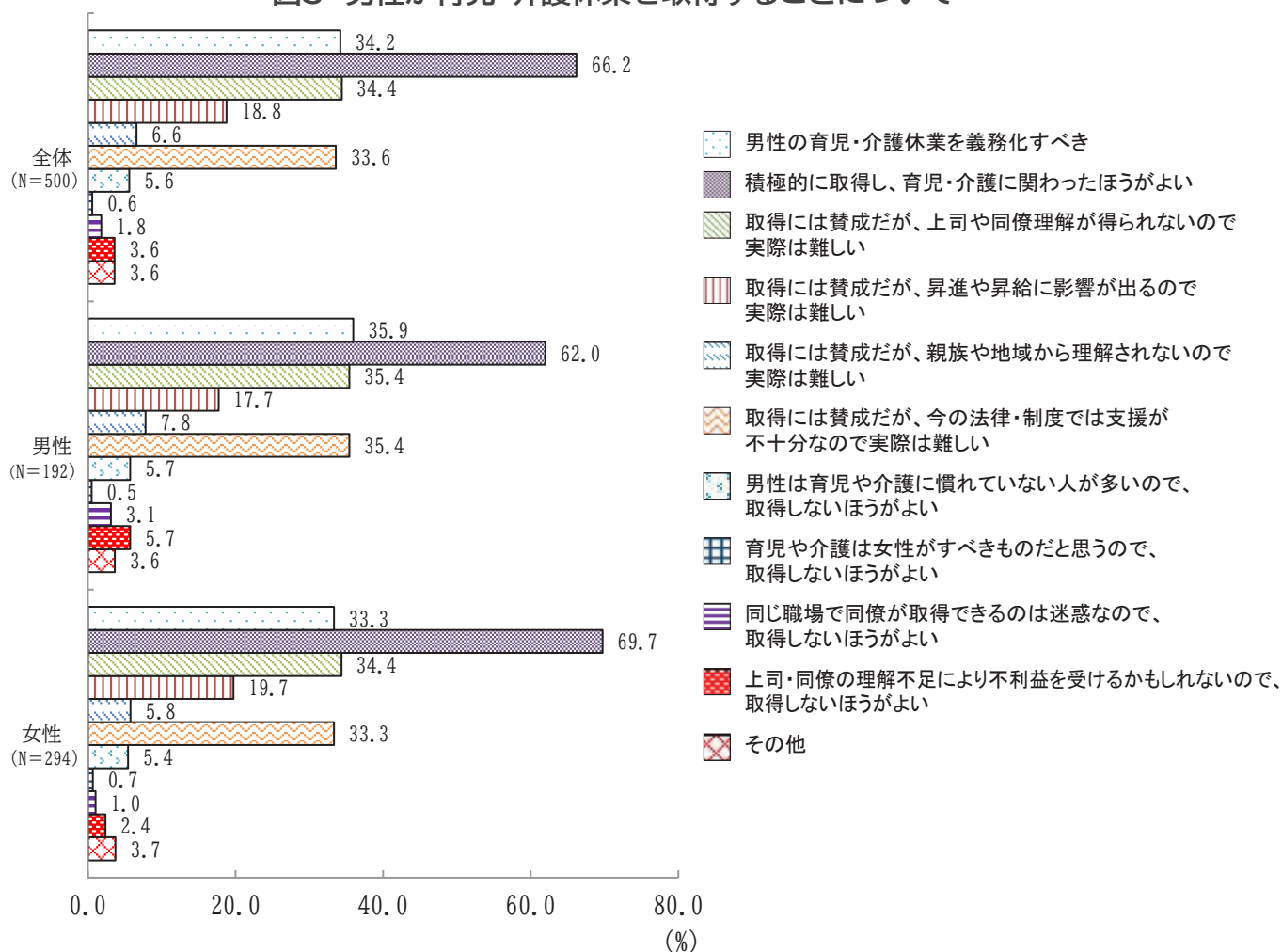


図4 男女の管理職への昇進意欲について

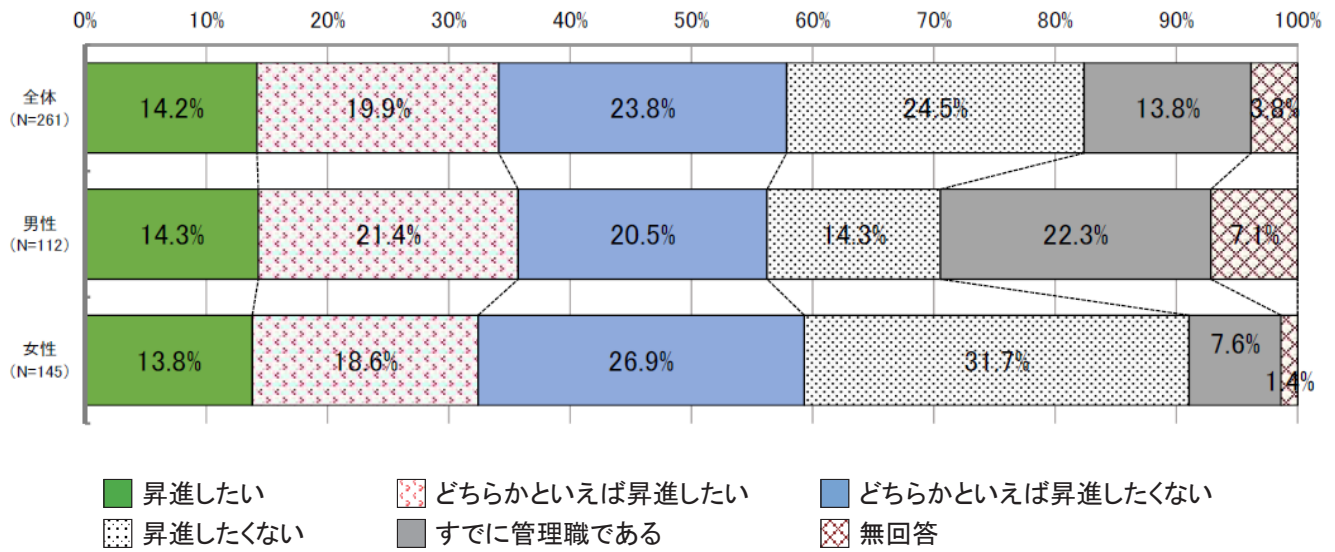


図5 管理職へ昇進したくない理由について

※上記質問にて、昇進したくない、どちらかといえば昇進したくないと答えた方に質問

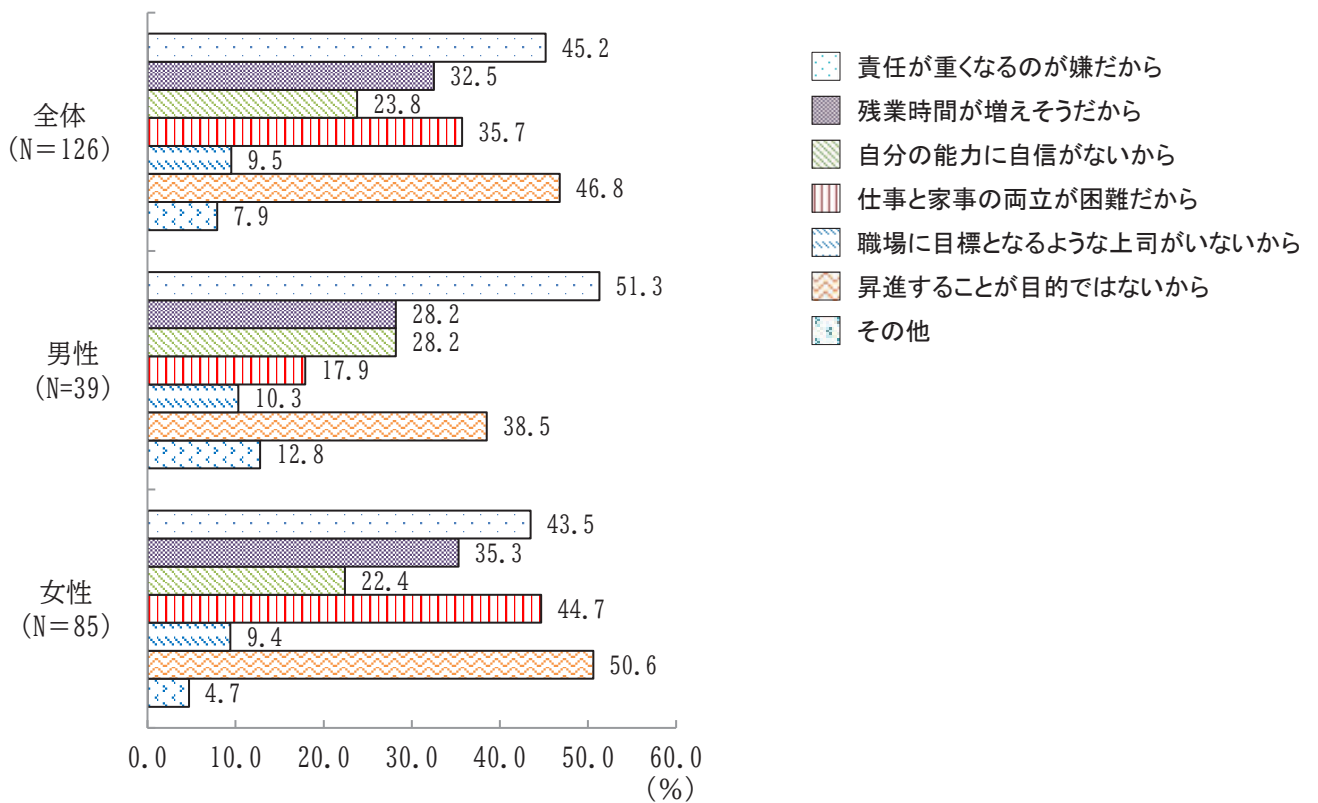


図6 職場における仕事の内容や待遇面での性別による違いについて

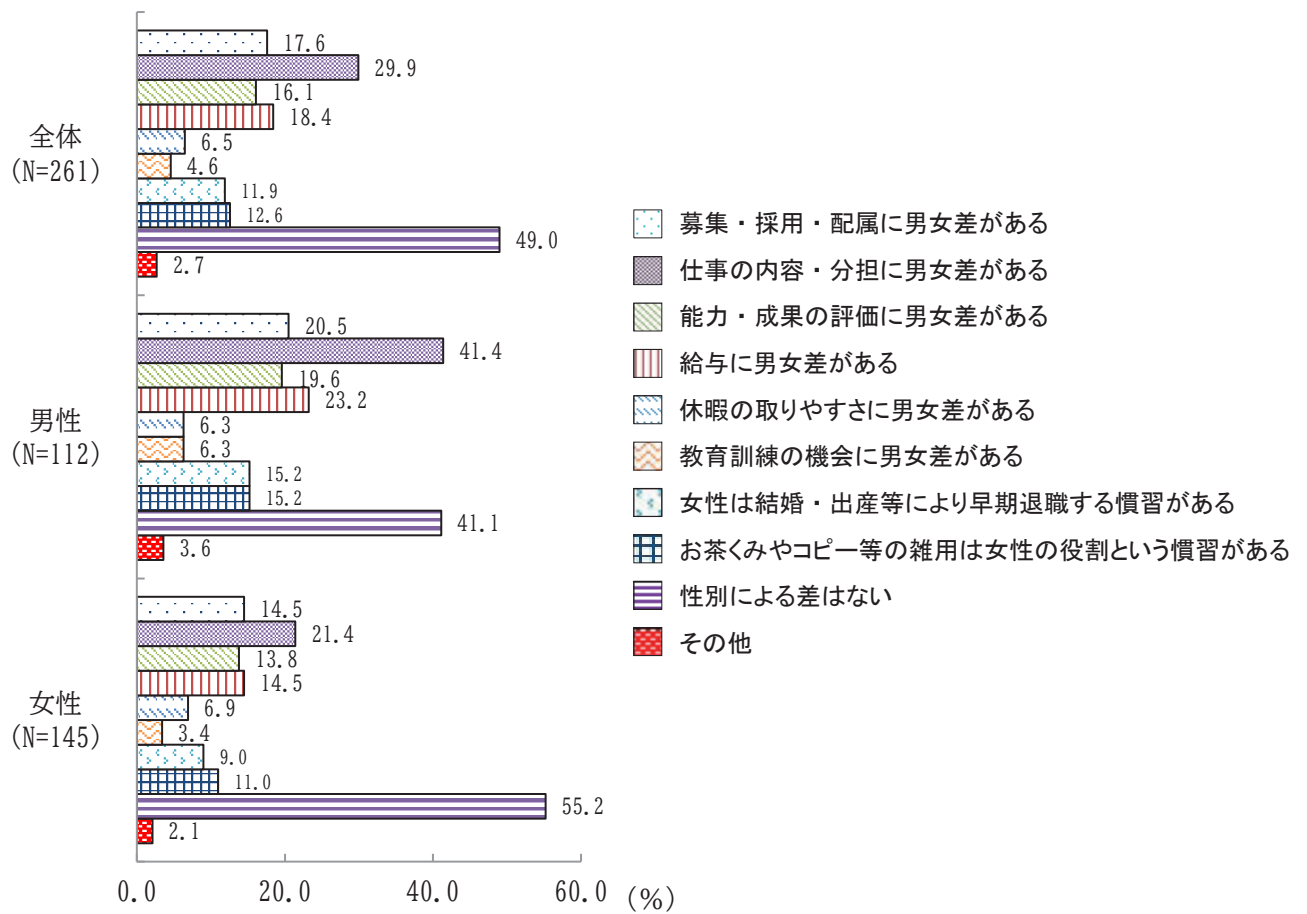
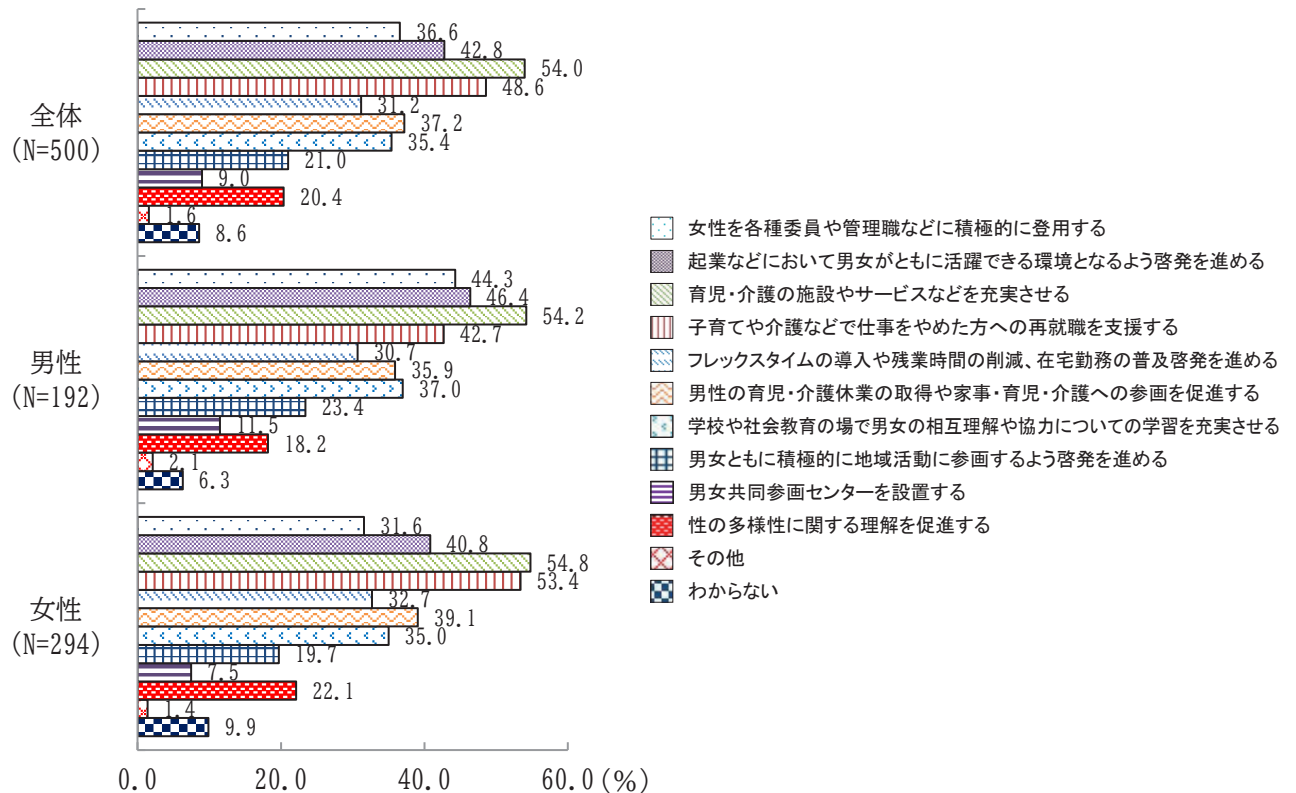


図7 男女共同参画社会を推進するために必要な今後の市の取組について



第3章 計画の内容

基本方針1

男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

平成11(1999)年の男女共同参画社会基本法施行後、本市では、平成14(2002)年に男女共同参画基本計画を策定、平成21(2009)年には男女共同参画を推進するための条例を施行し、新計画の策定・見直しを行うとともに、講演会の開催等により男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に努めてきました。

すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現していくには、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。

そのためには、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{※2}などの意識を改める必要があります。

「男性は仕事、女性は家事や育児」という考えを持っている人は、令和5(2023)年5月に実施した市民アンケート結果において、18.8%と、平成25(2013)年の45.4%からかなり減少していることから、固定的な性別役割分担意識の解消が進みつつあります。(P13図8)

また、男女の地位や立場の平等感については、同じく市民アンケート結果において家庭・地域・学校それぞれで、平等だと感じる割合は5割を超えてはいるものの、男性の方が優遇されている、どちらかというと優遇されていると思う人の割合は、学校教育の場以外で4割弱となっており、働き方や暮らし方の中には、固定的な性別役割分担意識が根強く存在していることを表しています。(P13～15図9)

男女共同参画意識の形成は、子どもの頃からジェンダー平等の重要性を伝えることが必要であり、学校や家庭での教育が大きな役割を担っています。共働きの両親が協力して家事や育児をしている姿を見て育つことにより、女性だけではなく、男性も家事・育児をすることが当たり前という意識が芽生え、大人になっても抵抗なく家事や育児を共に担っていくことが期待されます。

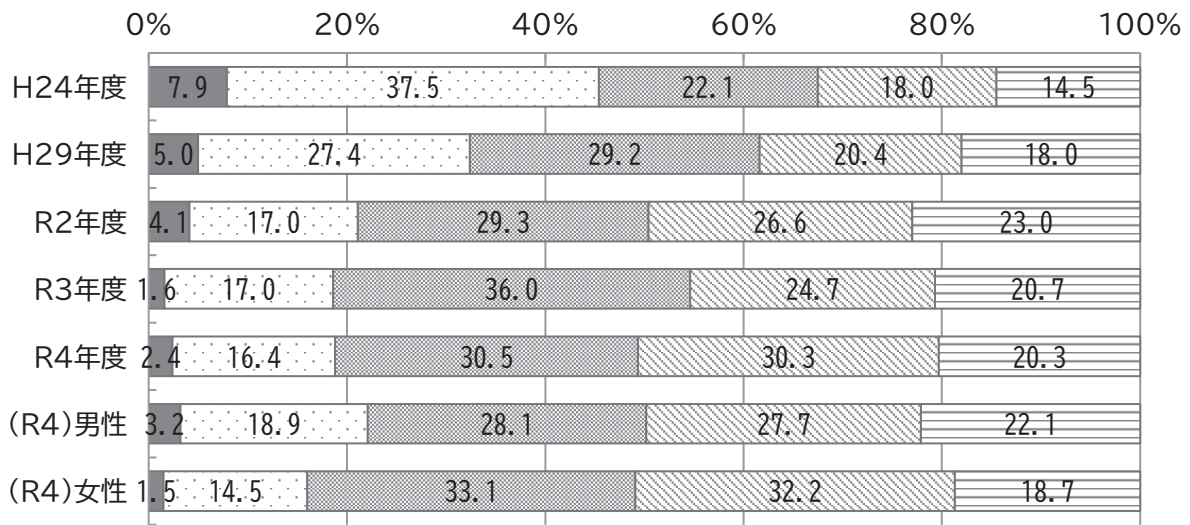
性別による固定観念や偏見は、女性だけではなく男性にとっても生きづらさを感じる要因となっており、さらには、性の多様性に対する理解を進めるに当たり弊害となる要因の一つでもあり、このような意識の解消が重要な課題です。

「男性は仕事、女性は家庭」という「昭和モデル」の社会から、すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会である「令和モデル」の実現に向け、様々な視点から幅広い年齢層に意識づくりの啓発を進める必要があります。

※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。男性だから力持ちだ、子育て中の女性は泊りがけの出張はできない、給与が高い人のほうが偉いなど、無意識の偏見や思い込みから偏ったモノの見方をしてしまうことをいいます。

図8 「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について



※H24 年度…第2次計画策定時

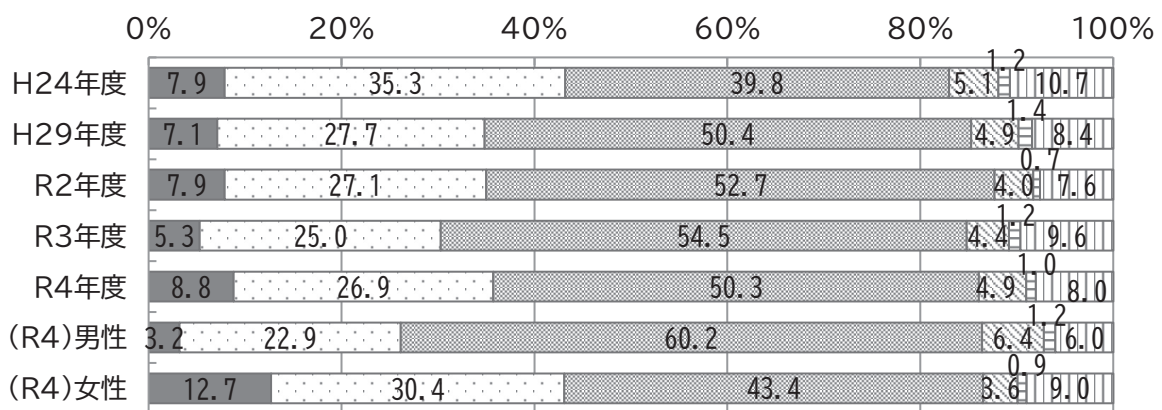
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H29 年度…計画見直し時

■ 賛成 □ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ▨ 反対 ▨ わからない・無回答

図9 男女の平等感

<家庭生活>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

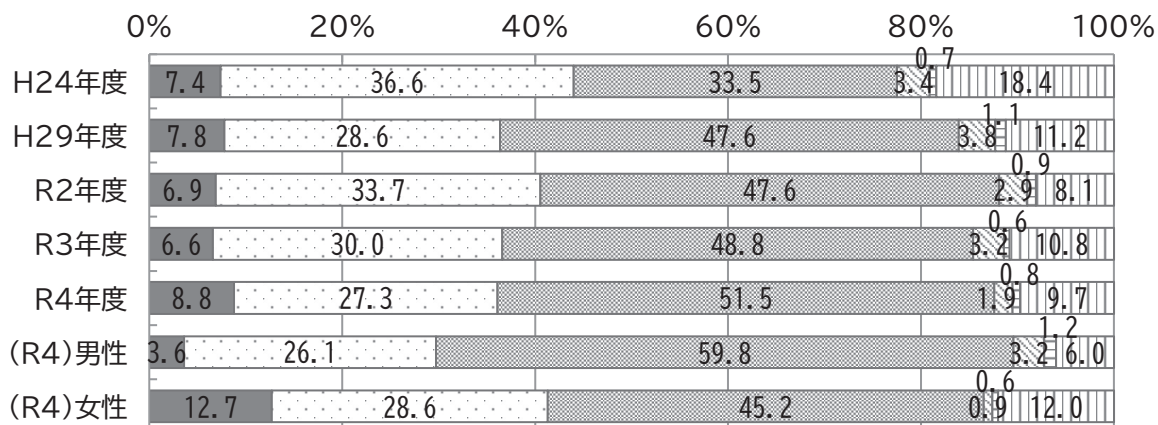
※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時

■ 男性の方が優遇されている □ どちらかといえば男性が優遇されている
 ■ 平等である ▨ どちらかといえば女性が優遇されている
 ▨ 女性の方が優遇されている ▨ 無回答

図9 男女の平等感

<地域社会>



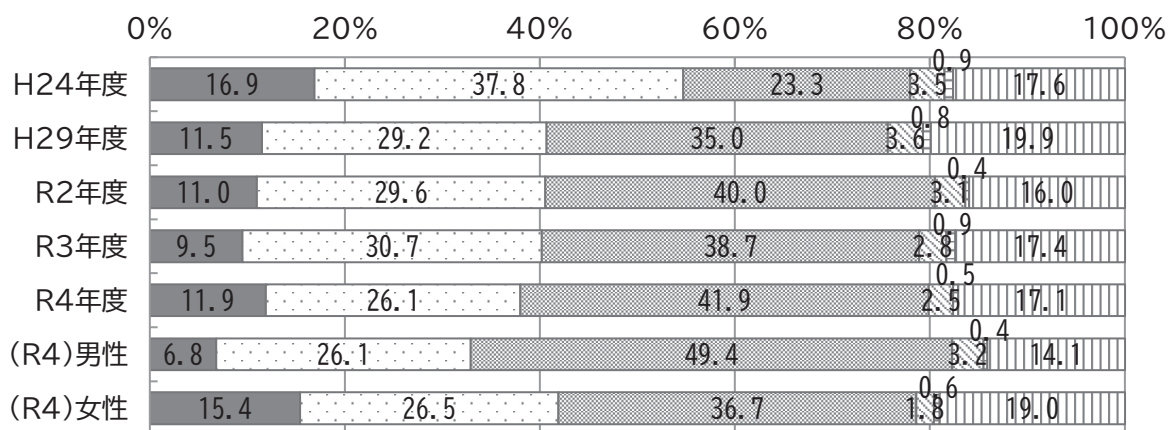
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



<職場>



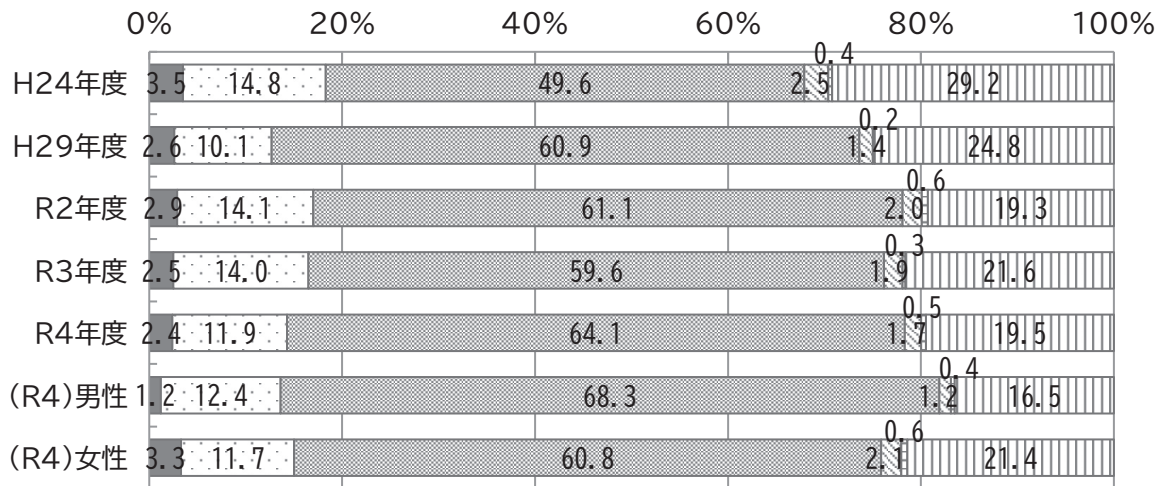
資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



<学校教育の場>



資料:平成25年、平成30年、令和3年、令和4年、令和5年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

※H24 年度…第2次計画策定時

※H29 年度…計画見直し時



江別市男女共同参画を推進するための条例

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

主な取組

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます。
- ・子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝えることに努めます。
- ・性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画
- 江別市高齢者総合計画
- 江別市学校教育基本計画
- 江別市社会教育総合計画

基本方針2

政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

令和5年(2023)6月に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中125位となり、「教育」と「健康」は世界でトップクラスである一方、「政治」と「経済」は値が低く、日本の女性活躍推進は、諸外国と比べかなりの遅れをとっていると言えます。

本市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例により、審議会等の委員の数を男女のいずれかが4割未満にならないよう努めると規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。これまでの選考方法の見直しや、公募委員の拡充、各推薦団体への協力依頼などにより、市の女性の登用率は30.9%と上昇してきているものの、いまだ4割に届かない状況であります。

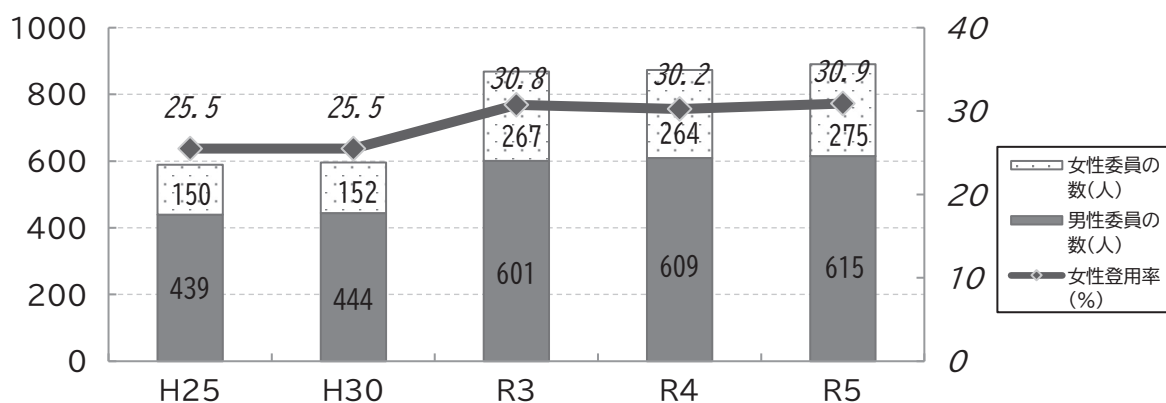
(図10)

一方、令和5(2023)年4月1日現在の江別市職員における女性職員の割合(医療職を除く)は27.4%で、同じく管理職の女性職員の割合は10.9%、同じく係長相当職の女性職員の割合は21.5%と、市職員における男女の差は縮まってきており、人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境が整ってきています。(P17図12)

令和5(2023)年5月現在の江別市議会における女性議員の割合は44%と、全国でも高い数値となっており、政治分野での女性の活躍が進んでいることから、全国的にも注目されています。

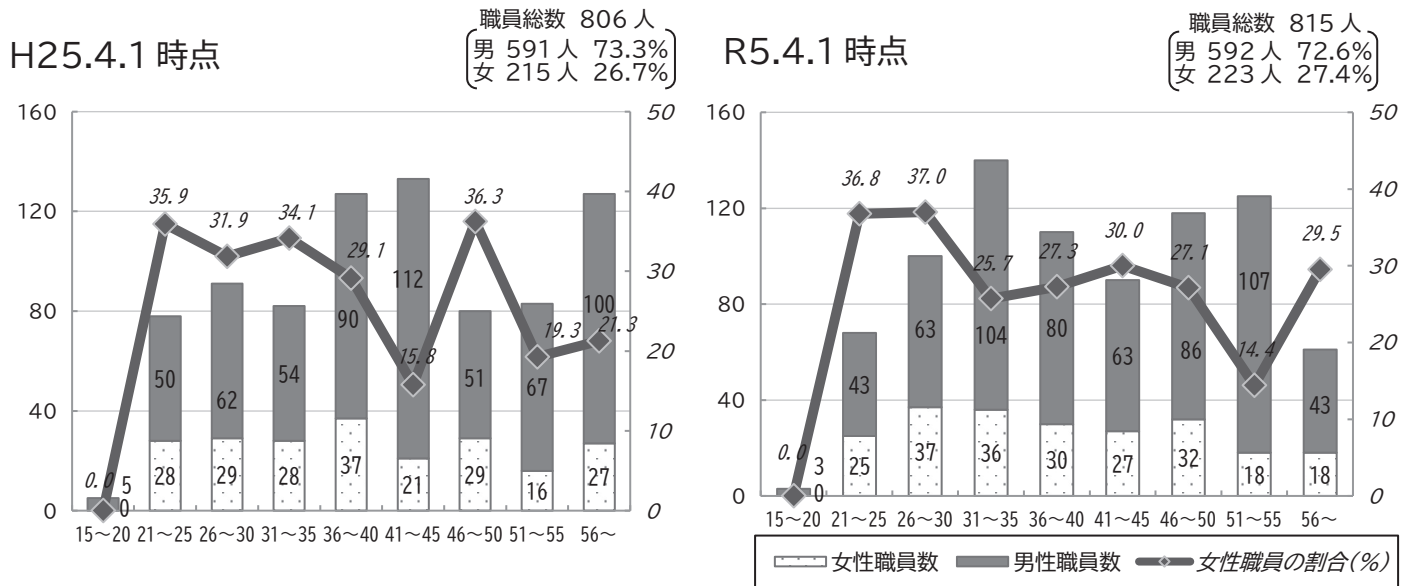
男女共同参画アンケートで管理職に昇進したくない女性の割合が6割弱という結果から、政策や方針決定への女性の参画を推進するためには、仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランス※3の実現に向けた環境整備のみならず、女性自身が積極的に参加しようという意識の転換も必要です。(P10図4)

図10 審議会等の女性登用状況(男女別委員数・女性委員登用率)



資料:令和3年までは総務部総務課、令和4年からは市民生活課市民協働担当(基準日4月1日)

図11 江別市役所の職員数の状況



資料:総務部職員課(基準日4月1日:医療職を除く)

図12 江別市役所の職員の階級別登用状況

(人)

年度	H25			H29			H30			R3			R4			R5		
階級	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合	男性	女性	女性割合
部長相当職	13	0	0.0%	10	1	9.1%	11	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%	13	0	0.0%
次長相当職	16	2	11.1%	19	0	0.0%	19	0	0.0%	20	1	4.8%	23	1	4.2%	20	1	4.8%
課長相当職	84	5	5.6%	84	4	4.5%	84	7	7.7%	88	12	12.0%	83	13	13.5%	82	13	13.7%
主幹相当職	26	4	13.3%	31	1	3.1%	34	2	5.6%	33	2	5.7%	31	1	3.1%	30	1	3.2%
係長相当職	166	29	14.9%	153	42	21.5%	155	43	21.7%	164	41	20.0%	167	42	20.1%	168	46	21.5%
係 員	286	175	38.0%	302	159	34.5%	294	157	34.8%	268	169	38.7%	268	164	38.0%	279	162	36.7%
合 計	591	215	26.7%	599	207	25.7%	597	209	25.9%	586	225	27.7%	585	221	27.4%	592	223	27.4%
うち管理職	113	7	5.8%	113	5	4.2%	114	7	5.8%	121	13	9.7%	119	14	10.5%	115	14	10.9%

資料:総務部職員課(基準日4月1日:医療職を除く)

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のことをいい、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。(内閣府「男女共同参画ハンドブック」より)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

主な取組

- ・審議会等への参加時の託児やオンライン会議での出席など、女性が参加しやすい環境整備に努めます。
- ・市職員においては、男女を問わず、多様な研修や職務経験により、職域による男女比の偏りの減少に努めるとともに、キャリアアップを支援する体制を整え、昇任意欲向上を図ります。
- ・政策や方針決定過程への女性の参画を促進するために、人材育成セミナーへの女性の参加を促し、女性の意欲向上を図ります。

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画

基本方針3

働く人たちの男女共同参画及び仕事と生活の調和の推進

【女性活躍推進計画】

●現状と課題

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの法整備により、結婚・出産後も働く女性が増加し、女性の年齢階級別労働力率※4における、M字カーブ※5の底が浅くなり、令和4(2022)年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の3倍近くとなっています。(P20図13、図14)

江別市民が感じている職場における男女の平等感は、近年では4割を超え徐々に上がってきており、男女共同参画アンケートによると、約5割が仕事の内容や待遇面で性別による差はないと答えている一方で、4割弱の方は、男性が優遇されていると感じています。(P11図6、P14図9)

また、女性は男性に比べ雇用が不安定な非正規雇用が多く、令和2(2020)年国勢調査では、江別市で働く女性の63.1%が非正規雇用者となっており、全国より11ポイント程高くなっています。

この他、農業や自営業などでは、労働時間や報酬が不明瞭になりがちですが、どのような雇用形態であっても、すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

本市においては、市内に所在する事業所における雇用実態等を調査し、雇用環境悪化に対する抑止とともに、雇用環境整備に係る諸施策の検討や創業を目指す方を対象とした創業支援相談員を設置するなどの環境整備に努めてきたところです。

男性の育児休業については、令和4(2022)年度における男性市職員の取得率は52.8%と上昇していますが、市内事業所の男性の育児休業の取得は進んでいるとは言えず、男性の育児休業取得は、男女共同参画の推進において重要な取組の一つであり、男女共に仕事と育児や介護が両立できる環境整備が課題です。(P21図15)

女性が仕事を持つことについて、男女共同参画アンケートでは、結婚・出産で一時的に辞めても子どもが大きくなったら働くほうがよいと4割近くの方が答えており、男女共に均等な就業機会と待遇が得られ、また女性が働き続けられる環境を整備するとともに、結婚や出産、介護等を機に離職した人たちの再就職に対する支援が課題です。(P9図2)

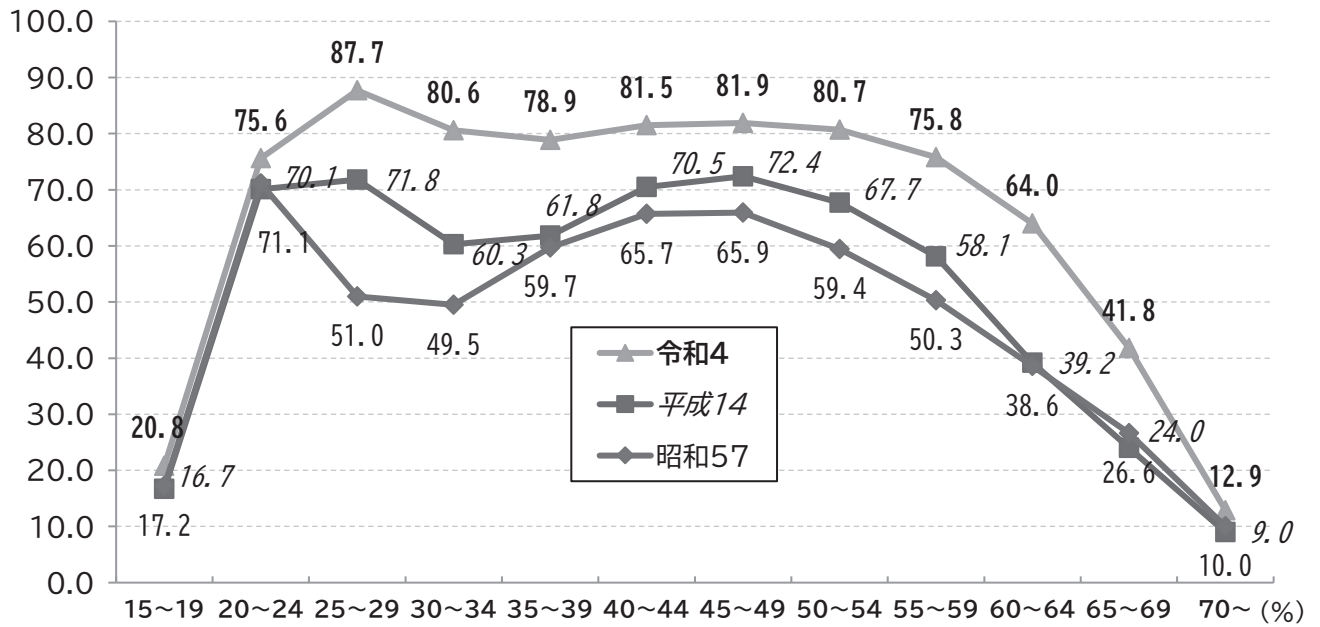
※4 労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合のことをいいます。(内閣府「男女共同参画白書 平成30年版」より)

※5 M字カーブ

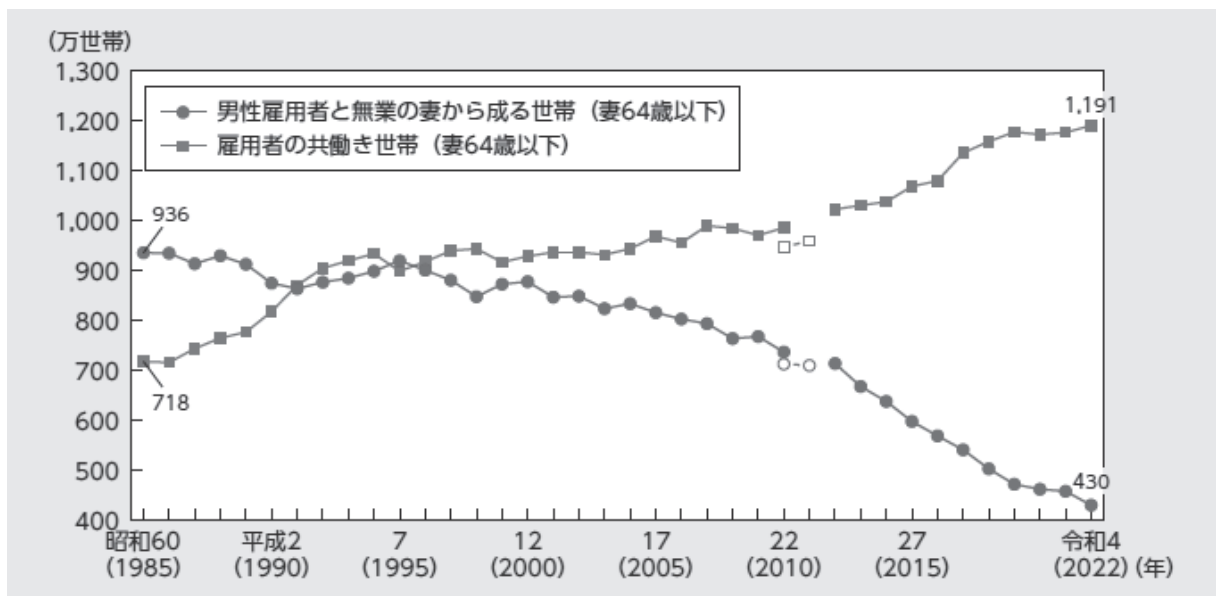
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

図13 女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図14 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)



資料:内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

図15 市職員の男女別の育児休業取得率

	H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
一般事務職	18.2%	100.0%	10.5%	100.0%	16.7%	100.0%	53.3%	100.0%	51.9%	100.0%	86.7%	100.0%
技術職	0.0%	—	16.7%	100.0%	28.6%	100.0%	33.3%	100.0%	50.0%	—	75.0%	—
消防職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	—
保育士職	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	0.0%	100.0%
その他(資格職)	0.0%	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%	—	100.0%
医療職	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	66.7%	100.0%	28.6%	100.0%	42.9%	100.0%
全体	6.9%	100.0%	8.6%	100.0%	15.4%	100.0%	36.7%	100.0%	38.8%	100.0%	52.8%	100.0%

※男性の取得者 29名中2名 35名中3名 26名中4名 30名中11名 49名中19名 36名中19名

資料:総務部職員課

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組(積極的格差是正措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

主な取組

- ・市内事業所等に男女の均等な雇用と待遇の確保、セクシャル・ハラスメント※6や妊娠・出産・育児・介護等を理由とするハラスメントの防止に向けた広報や意識啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。
- ・事業所に向け、ワーク・ライフ・バランスの推奨や、仕事と家庭の両立支援、介護離職防止に向けた支援など国で行っている制度などについて周知に努めます。

※6 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいいます。(江別市男女共同参画を推進するための条例第2条より)

主な関連計画

- 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画
- 江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 江別市農業振興計画

基本方針4

子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

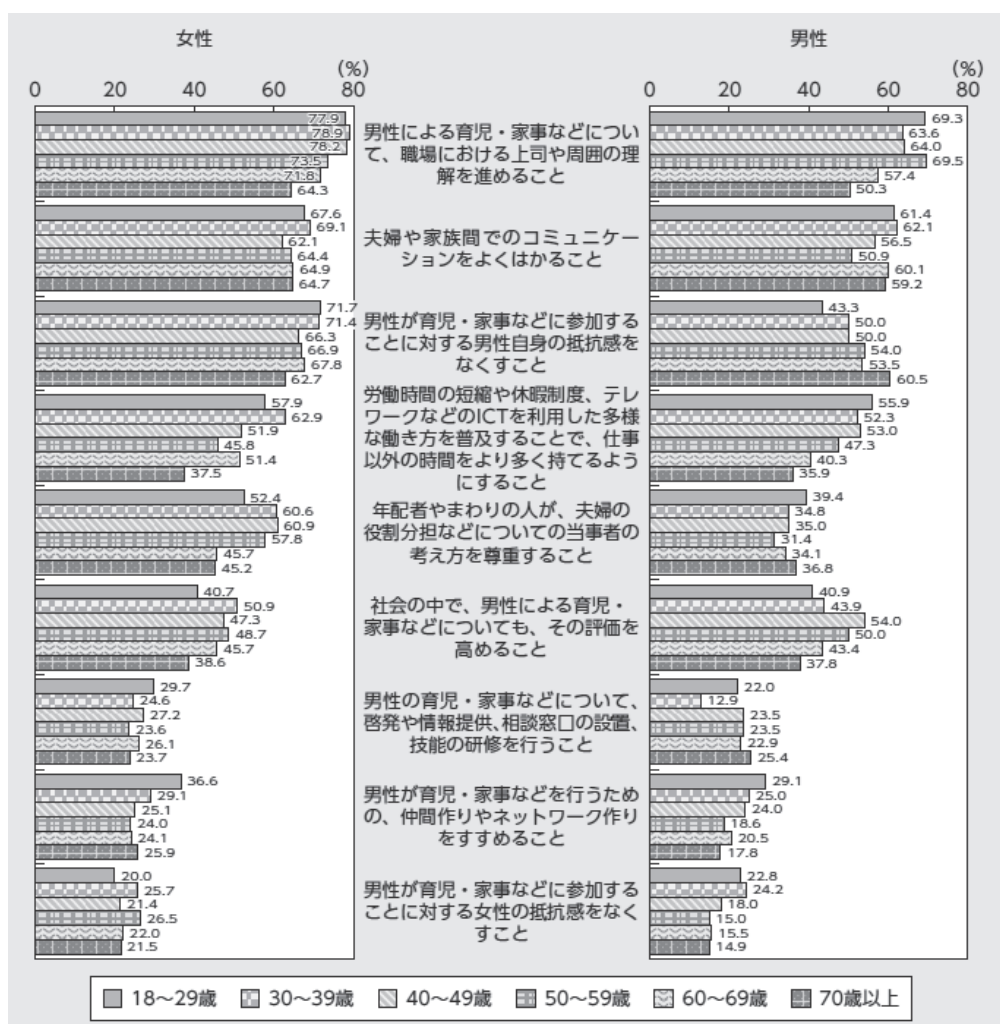
●現状と課題

近年、働く女性が増え、共働き世帯が主流となっている現在、女性の活躍を推進するためには、男女共に仕事と家庭の両立が可能な環境づくりが必要であります。

家庭生活における役割分担をみると、女性が担っている部分が多く、家事や育児をしながら仕事をするということは、女性にとって負担が大きく、男性が積極的に家事や育児を担っていく環境づくりが課題となっています。(P6～8図1)

国が行った世論調査では、男性が積極的に家事・育児・介護を担っていくためには、男性の家事・育児・介護について職場や周囲の理解が進むこと、家族で分担について十分に話し合うなどコミュニケーションを図ること、働き方を見直し、仕事以外に家族での時間にゆとりを持たせることが必要だという意見が多くみられ、周囲の理解と働き方の見直しが課題であります。(図16)

図16 男性が家事・育児等に積極的に参加するために必要なこと



資料：内閣府 令和5年版「男女共同参画白書」

特に、育児に関しては、両親で育児を行うことが、子どもにとっても良い影響を与えることから、父親が母親と共に育児を担うことは当たり前という男女共通の意識を持つことが必要です。

男性が家事・育児・介護に関わる時間が少ない要因の一つとして、男性の長時間労働が挙げられており、仕事中心の生活から仕事と家庭の両立ができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を行う必要があります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第3条(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

主な取組

・男女が協力して家事・育児・介護を担っていくことは当たり前という社会となるよう、セミナーや事例紹介などにより、すべての世代に対し意識啓発を図ります。

・家事・育児・介護など女性が多く担っている無償労働の負担を減らすために、民間や行政によるサービスを利用しやすい生活環境の整備に努めます。

主な関連計画

●江別市子ども・子育て支援事業計画 ●江別市高齢者総合計画

基本方針5

あらゆる暴力根絶の取組

●現状と課題

暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為です。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、その根絶に向けた対策が必要です。

DV(配偶者等からの暴力)被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあり、暴力を目撃した子どもにも様々な心身の症状が表れることもあります。

また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

「男女共同参画白書」によると、DV相談件数は年々増加しており、江別市においてもDVに関する相談件数は、増加傾向であることから、相談体制の強化や被害者及び子どもが安心して暮らせる環境を整えるための支援が課題であります。

昨今では、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などのほか、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力が多様化しており、複数の困難な状況を抱え貧困に陥る若年層が増えているため、迅速かつ丁寧に対応していく必要があります。

そして、暴力被害を個人の問題として捉えるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

女性だけではなく、男性や性的マイノリティの方々も含めた相談・支援体制を充実させるとともに、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められています。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

主な取組

- ・DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。
- ・子どもの目の前で家族に暴力を振るうことは児童虐待に当たり、子どもの心身の発達に影響を与えるため、DV防止に向けた周知・啓発や関係機関の連携強化に努めます。
- ・被害者の避難や相談が安心してできるよう、相談窓口の周知等の支援を行います。

主な関連計画

- 江別市子ども・子育て支援事業計画

基本方針6

生涯にわたる男女の健康支援

●現状と課題

女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意し、特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった年代に応じて心身の状況が大きく変化するという特性から、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)^{※7}の視点を重視し、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うことが重要であります。

そして、生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があります。

また、女性が生涯にわたり健康であるためには、男女共に年代ごとの取組が必要で、若年層から、人工妊娠中絶、性感染症などについて正しい知識を身につけるための啓発、妊娠・出産への支援や不妊治療にかかる経済的負担の軽減と職場の理解促進、更年期障害への理解や治療の普及の促進が必要であります。

なお、本市では、すべての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、「だれもが健康的に安心して暮らせるえべつ」を目指して、平成29(2017)年4月に「健康都市えべつ」を宣言し、健康寿命の延伸に向けた取組を進めています。

※7 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。(内閣府ホームページ 男女共同参画関係用語より)

江別市男女共同参画を推進するための条例

第3条(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

主な取組

・妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透を図ります。

・乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性や健康づくり情報を発信していきます。

・日頃から健康を意識し、健(検)診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健康づくりの取組を進めていきます。

主な関連計画

- えべつ市民健康づくりプラン21
- 江別市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

基本方針7

男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

●現状と課題

東日本大震災などこれまでに発生した災害により、復興や避難所運営における男女共同参画の必要性が認識されてきました。特に避難所運営においては、男性がリーダーとなっているケースが多く、女性の視点を欠いた運営により、様々な不都合が生じた事例もありました。

今後においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という固定的性別役割分担意識から、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要です。

近年の被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につけ、災害対策決定の場や防災活動の場に高齢者、女性、子ども、障がい者、性的マイノリティなど多様な視点から意見を取り入れられる仕組みづくりが重要と考えることから、北海道胆振東部地震発生後、多様なニーズに配慮できるよう江別市避難所運営マニュアルを改訂しました。

こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、性別や年齢などに関わらず、多様な意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に誰もが参画できる仕組みと、自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要があります。

主な取組

- ・防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性や性的マイノリティなど多様な目線を重視した備蓄や避難所運営訓練を実施します。
- ・防災知識の啓発などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。
- ・市の防災会議の委員に女性を積極的に登用していきます。

主な関連計画

- 江別市地域防災計画

第4章 重点項目の考え方

1 重点項目

男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたるものであり、どの事業を行うに当たっても男女共同参画の視点を持って進めていく必要があるとともに、さらに男女共同参画を進める上では、的を絞って重点的・集中的に取り組んでいく必要があります。

そこで、長期的な展望に立った基本方針の推進と合わせ、これまでの状況を踏まえ、次の3点を重点項目として取組を進めていきます。

【重点項目1】 男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、「意識改革」です。

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことですが、「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的性別役割分担意識は女性16.0%に対し、男性22.1%と男性のほうが強く持っていることから、意識改革が重要です。(P13図8)

そのためには、子どもの頃から男女平等意識を醸成していくこと、男性にとっても男女共同参画が今後ますます重要になってくることを、幅広い市民に啓発していくことが大切です。

男女共同参画に関する認識を深めることが、あらゆる事業の基本となることから、わかりやすい広報・啓発活動を様々な機会を通じて引き続き進め、意識づくりを行う必要があります。

主な取組

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、あらゆる年齢層のすべての人たちに対し、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSなどを活用し、男女共同参画の広報、啓発活動に努めます。
- ・子どもの頃から家庭や学校を通して男女共同参画の重要性を伝えることに努めます。
- ・性の多様性を認め合い、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。

【重点項目2】 働く女性のための環境整備

少子高齢化が進む中、国においては平成27(2015)年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業生活における活躍を推進して、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。また、女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは経済の活性化に結び付く重要なことです。

しかし、女性には結婚・出産・子育て・家事・介護等様々な理由により、就労や就業継続の面で多くの課題を抱えている実態が見えてきます。

こうした働く女性が直面する課題に対し、総合的な対策を講じ働き続けられる環境を整備することは、男女共同参画社会を推進していくためには重要なことであり、積極的に取り組んでいく必要

があります。

主な取組

- ・働きたい女性のための就職・再就職を支援するため、関係機関との連携による各種セミナーなどを開催するほか、女性が働きやすい子育て応援企業を紹介します。
- ・結婚・出産や介護をしても働き続けられるよう、企業に対して、仕事と家庭の両立支援、介護離職防止に向けた支援など、国の制度を周知します。
- ・子育て情報の提供や待機児童対策などにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。

【重点項目3】ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

社会的・経済的環境やライフスタイルが変化する中で、働く人がその能力を十分に発揮するためには、性別や年齢、その置かれている状況にかかわらず多様な人材が仕事に就ける社会にすることが大切です。

しかし、現実の社会には、「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」「仕事と子育てや介護との両立に悩む」など、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

市民一人ひとりが、仕事にやりがいや充実感を感じながら働き、責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを行う必要があります。

主な取組

- ・市職員における男性の育児休業の取得状況を公表するとともに、企業に向けて、男性の育児休業等に対する支援について、国の制度を周知します。
- ・男女が共に家事・育児・介護等を担うことができるよう、体験型研修会や情報提供を行います。

2 数値目標

重点項目は、計画の中間年である令和10(2028)年度までの数値目標を設定し、進捗状況を把握した結果を効果的な推進につなげていきます。

	項 目	現状値	目標値
1	家庭生活上で男女が平等となっていると思う人の割合	50.3%	55.0%以上
2	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	51.5%	55.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	41.9%	45.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	81.1%	85.0%以上
5	市職員における男性の育児休業の取得状況	52.8%	向上

第5章 推進体制

1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第9条 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

2 庁内推進体制

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題として捉え、施策を推進していきます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

3 審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

5 男女共同参画推進に向けた支援・連携

男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第4条 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

資 料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画社会基本法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

北海道男女平等参画推進条例

江別市男女共同参画を推進するための条例

基本計画検討経過

江別市男女共同参画審議会委員名簿

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女子差別撤廃条約 1985 年（昭和 60 年）6 月 25 日批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女性の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手

段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画に利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体におけ

る政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域におけ

る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の

4 未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成11年7月16日法律第102号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) [略]

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1～10 [略]

11 男女共同参画審議会

12～58 [略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に

法律で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則 （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 2 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 1 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 3 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 計画期間
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令

で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 1 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 2 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 3 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 4 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 5 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」

という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 計画期間
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 1 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 2 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 1 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 2 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の1部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 一般事業主の団体又はその連合団体

2 学識経験者

3 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をし

た第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100000円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50000円以下の罰金に処する。

1 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

2 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30000円以下の罰金に処する。

1 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

2 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

3 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30000円以下の罰金に処する。

1 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

2 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

4 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の1部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の1部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の1部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の1部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2. 3 〔略〕

4 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

5 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2・6・1から施行〕

1 〔前略〕附則第6条の規定 公布の日

2 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年12月政令174号により、令和4・4・1から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和4年3月31日法律第12号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔前略〕附則第28条の規定 公布の日

2 〔略〕

3 〔前略〕附則〔中略〕第24条〔中略〕の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第441条 刑法等の1部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等1部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等1部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等1部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等1部改正法第2

条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等1部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等1部改正法〔刑法等の1部を改正する法律＝令和4年6月法律第67号〕施行日〔令和7年6月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第509条の規定 公布の日

2 〔略〕

北海道男女平等参画推進条例

平成13年 3月30日条例第6号
改正 平成21年 3月31日条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方によって、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に1人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女の人権の尊重に関する事項
- (3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項
- (4) 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

(1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

(2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

(3) 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

(1) 学識経験のある者

(2) 男女平等参画に関係する団体の役職員

(3) 事業者を代表する者

(4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

江別市男女共同参画を推進するための条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 5 号
改正 平成 25 年 6 月 28 日条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条－第 19 条）

第 3 章 審議会（第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることに、気づいていかなければなりません。

性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び学校の役割及び責任を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてその人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 市 議会、市長並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する執行機関をいう。
- (6) 市民 江別市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び

市内を活動拠点とする個人をいう。

- (7) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。
- (6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を主要な施策として位置付け、これを策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は、その教育活動において、学生、生徒、児童及び幼児に対し、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第9条 市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

- 2 市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 3 市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 4 市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

- 6 第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれ

を公表しなければならない。

（推進体制の整備及び財政上の措置）

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。
（調査及び研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。
（各種審議会等における委員の構成）

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

（市民及び事業者等の表彰）

第15条 市長は、男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民及び事業者等を表彰することができる。
（教育への措置）

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者等に対する支援等）

第17条 市は、男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民及び事業者等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女がそれぞれの家庭、職場及び地域におけるいずれの生活も充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策において必要な措置を講ずるものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第18条 市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画のための調査等について、協力を求めることができる。

（苦情、相談等の申出）

第19条 市民及び事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は意見及び男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 審議会

（審議会の設置）

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

（1）市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

（2）毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

●基本計画検討経過

計画の策定事務	男女共同参画審議会
●令和5年2月2日(書面開催) 令和4年度第2回男女共同参画推進本部会議 ・江別市男女共同参画基本計画の策定について ・江別市男女共同参画基本計画の策定のスケジュールについて	
	●令和5年2月17日 令和4年度第2回男女共同参画審議会 ・江別市男女共同参画基本計画の策定について ・江別市男女共同参画基本計画の策定スケジュールについて ・江別市男女共同参画アンケートの設問(案)について
●令和5年5月15日～6月2日 ・江別市男女共同参画アンケート実施	
	●令和5年5月30日 令和5年度第1回男女共同参画審議会 ・第3次江別市男女共同参画基本計画の基本方針及び重点項目について
	●令和5年8月22日 令和5年度第2回男女共同参画審議会 ・第3次江別市男女共同参画基本計画における骨子案の提示について
●令和5年11月7日 令和5年度第1回男女共同参画推進本部会議 ・第3次江別市男女共同参画基本計画(素案)について	●令和5年9月19日 令和5年度第3回男女共同参画審議会 ・第3次江別市男女共同参画基本計画における骨子案の検討について
●令和5年11月9日～11月17日 ・庁内意見募集	
	●令和5年11月16日 令和5年度第4回男女共同参画審議会 ・第3次江別市男女共同参画基本計画の素案について
●令和5年12月8日～令和6年1月9日 ・計画(素案)に係る意見公募(パブリックコメント)	
	●令和5年12月21日 令和5年度第5回男女共同参画審議会
●令和6年2月1日 令和5年度第2回男女共同参画推進本部会議 ・第3次江別市男女共同参画基本計画(案)について	●令和6年2月6日 令和5年度第6回男女共同参画審議会 ・第3次江別市男女共同参画基本計画(素案)の意見公募(パブリックコメント)の結果について ・第3次江別市男女共同参画基本計画(案)について

●江別市男女共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長
※所属団体は委員就任時

<順不同・敬称略>

第7期： 令和3年8月1日～令和5年7月31日		第8期： 令和5年8月1日～令和7年7月31日	
選出団体 役職名	氏 名	選出団体 役職名	氏 名
札幌学院大学 法学部法律学科 教授	◎小 内 純 子	札幌学院大学 法学部法律学科 教授	◎小 内 純 子
北翔大学 生涯スポーツ学部 健康福祉学科 教授	○尾 形 良 子 令和3年3月31日退任	北翔大学 生涯スポーツ学部 健康福祉学科 教授	黒 澤 直 子
北翔大学 生涯スポーツ学部 健康福祉学科 教授	黒 澤 直 子 令和4年4月1日就任		
江別市男女共同参画推進 連絡協議会 理事	○浦 嶋 昭 三	江別市男女共同参画推進 連絡協議会 副会長	松 本 常 雄
江別市自治会連絡協議会 理事	工 藤 憲一郎	江別市自治会連絡協議会 理事	小 松 健 二
江別商工会議所 経営支援課長	塩 山 慎 一	江別商工会議所 経営支援課長	○塩 山 慎 一
JA道央女性部江別ブロック 副ブロック長	田 中 幸 恵	JA道央女性部江別ブロック 副ブロック長	三 角 晴 美
札幌人権擁護委員協議会 常務委員	早 瀬 美知子	札幌人権擁護委員協議会 常務委員	早 瀬 美知子
江別市PTA連合会 副会長	三 浦 泰 之 令和5年4月21日退任	江別市PTA連合会 副会長	大 関 義 行
江別市PTA連合会 副会長	大 関 義 行 令和5年5月8日就任		
公募委員	五十嵐 友紀子	公募委員	五十嵐 友紀子
公募委員	大 西 順 子	公募委員	稲 垣 正 樹
公募委員	久 保 康 弘	公募委員	岡 幸 代
公募委員	藤 王 ゆかり	公募委員	小野寺 歩



令和6(2024)年3月

発 行 江別市
編 集 江別市生活環境部市民生活課市民協働担当
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
電 話 011-381-1124
F A X 011-381-1070
E-mail danjo@city.ebetsu.lg.jp